

津野町広告掲載事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津野町が所有又は発行する各種の広告媒体(以下「広告媒体という。）」に民間企業等の広告を掲載し、地域経済の活性化を図るとともに、町の新たな財源の確保を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができる広告媒体は次のとおりとする。

- (1) 町の広報誌
- (2) 町が管理するホームページ
- (3) その他広告媒体として町長が適当と認めたもの

(広告の掲載基準)

第3条 広告媒体に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 個人若しくは団体の意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (6) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと町長が認めるもの

(広告の位置、規格、広告掲載期間及び広告掲載料)

第4条 広告の位置、規格、広告掲載期間及び広告掲載料は、別表のとおりとする。ただし、掲載スペース等の確保が困難な場合は、希望する位置、規格、期間に掲載できない場合がある。

(募集の対象)

第5条 広告は津野町内に住所を有する事業者等を優先させることとする。

- 2 津野町税等において滞納がある事業所又は事業主は広告主となることができない。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体の構成員及び当該構成員が役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)を務める法人は、広告主となることができない。

(募集の方法)

第6条 広告の募集は広報誌又はホームページに掲載して行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告の掲載を希望する者は、掲載を希望する月の前月10日までに津野町広告掲載申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申し込みがあったときは、速やかに広告掲載の可否を決定し、津野町広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により掲載希望者にその結果を通知しなければならない。

2 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに、掲載しようとする広告原稿を提出しなければならない。この場合において、当該広告原稿の作成経費は広告主の負担とする。

3 前条の規定による掲載希望件数が広告の募集枠数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

(納入通知書の発行)

第9条 町長は、前条2項の規定による広告主に納入通知書を発行し、掲載を希望する月において広告が表示されるようにしなければならない。

(広告掲載料の納付)

第10条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載することができなかったときは、広告掲載料の全額又は一部を還付しなければならない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告掲載料を期日までに納入しなかったとき。
- (2) 広告主が広告原稿を期日までに提出しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、津野町広告掲載取り消し等通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から適用する

別表(第4条関係)

1. 広報誌

掲載位置	掲載期間	規 格	広告掲載料(消費税及び地方消費税を含む。)	
			町内に住所を有する事業者等	ほか
表紙を除く町長が指定するページの最下段	1月単位とし、最大期間12か月	1号広告 A4版5段組最下段(全部)	1号広告 月額5,000円	1号広告 月額10,000円
		2号広告 A4版5段組最下段(1/2)	2号広告 月額3,000円	2号広告 月額6,000円
		3号広告 A4版5段組最下段(1/5)	3号広告 月額1,000円	3号広告 月額2,000円

※モノクロ(2色)のみとする。

2. ホームページ

掲載位置	掲載期間	規格(縦×横)	広告掲載料(消費税及び地方消費税を含む。)	
			町内に住所を有する事業者等	ほか
トップページの最下段	1月単位とし、最大期間12か月		月額3,000円	月額6,000円

3. その他紙媒体

規 格	広告掲載料(消費税及び地方消費税を含む。)	
	町内に住所を有する事業者等	ほか
1号広告 A4版5段組(全部)	1号広告 1枚当たり3円	1号広告 1枚当たり6円
2号広告 A4版5段組(1/2)	2号広告 1枚当たり2円	2号広告 1枚当たり4円
3号広告 A4版5段組(1/5)	3号広告 1枚当たり1円	3号広告 1枚当たり2円

様式第 1 号(第 7 条関係)

令和 年 月 日

津野町長 様

(代表者名) 印
(電話番号)
(FAX 番号)

津野町広告掲載申込書

津野町広告掲載事業実施要綱第 7 条の規定により、広告の原稿を添えて次のとおり申し込みます。

1 申込広告媒体

(1) 広報つのちょう

()年()月号 から ()年()月号 まで
(規格： 1号広告 ・ 2号広告 ・ 3号広告)

※ 必要事項を記入し、該当するところに○をつけてください。

(2) 津野町ホームページ

()年()月 1 日から
()年()月末日まで

(3) その他紙媒体

広告掲載方法 ()
枚数 () 枚
(規格： 1号広告 ・ 2号広告 ・ 3号広告)

2 主な事業内容

3 申込における承諾事項

- (1) 広告掲載の申込みにあたり、津野町広告掲載事業実施要綱第 6 条の資格要件に基づく津野町の町税の納付状況を確認することに同意します。
- (2) 申請する広告の内容は、津野町広告掲載事業実施要綱第 3 条及び津野町広告掲載基準に該当します。
- (3) 版下に関する一切の責任は申請者が負います。

令和 年 月 日

(申込者)様

津野町長 池田三男 印

津野町広告掲載可否決定通知書

記

令和 年 月 日付で申し込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

1 広告掲載します。

()

・広告掲載料 円

(× = 円)

注) 1 広告料は、同封の納入通知書により町指定金融機関または役場会計局で納入してください。

2 次のいずれかに該当するときは、この決定を変更し、又は取り消すことがあります。

- ① 広報誌の発行又はホームページにおいて編集上、重要な変更が生じたとき。
- ② 津野町広告掲載事業実施要綱の規定に違反している事実が認められたとき。

3 広告掲載できません。

(理由)

様式第3号(第11条関係)

令和 年 月 日

(申込者) 様

津野町長 池田三男 印

津野町広告掲載取り消し等通知書

令和 年 月 日付で申込のありました広告の掲載については、下記理由により広告の掲載を取り消します(広告の掲載を取りやめます)ので、通知します。

記

(取消し等の理由)